

ハイライト:

- ・最低賃金について解説します
- ・10月以降の変更事項を取り上げます

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について	1
10月以降の変更事項 (インボイスと社会保険料)	2

今年は各地で数年ぶりの夏祭りや花火大会の再開があったとニュースで何度もを耳にしました。街中にも外国人観光客の姿が増え、インバウンド景気が期待できそうです。第95号では、地域別最低賃金を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

中央最低賃金審議会において、令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ公表されました。

< 出典:厚生労働省報道発表資料 >

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円とされています。これを受け、東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、東京都最低賃金を41円引き上げて、時間額1,113円に改正することが適当であるとの答申を行いました。効力発生の日は、令和5年10月1日の予定です(9/1に東京労働局が最低賃金を1,113円とする官報公示を行いました)。

月給制の場合、最低賃金額を上回っているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

例：月給制で働くAさんの場合

基本給	180,000
職務手当	20,000
通勤手当	10,000
時間外手当	10,000
合計	220,000円
労働時間	8時間 / 日
年間労働日数	250日

検討結果：10月からの東京都の最低賃金は1,113円の予定ですが、当該事例の1,200円は最低賃金を上回っており問題ありません。

Aさんは、基本給が月180,000円、職務手当が月20,000円、通勤手当が月10,000円支給されています。また、この他残業や休日出勤があれば時間外手当、休日手当が支給されます。ある月は、時間外手当が10,000円支給され、合計が220,000円となりました。なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間です。

Aさんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べます。

- (1) Aさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならないものを除きます。除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されませんので、 $220,000円 - (10,000円 + 10,000円) = 200,000円$
- (2) この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、 $(200,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 1,200円$ と計算できます。

最低賃金額の効力発生は令和5年10月1日であり、会社の昇給月と異なる場合が大半と思われるので、最低賃金を下回って働かせることとなる方がいないかを9月のうちに検証してみてください。

なお最低賃金は、都道府県ごとに設定された地域別のほか、特定の産業について設定されている産業別最低賃金もあります。

産業別最低賃金は、関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されており、全国で227件の最低賃金が定められています。地域別最低賃金と産業別最低賃金の両方が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。特定(産業別)最低賃金全国一覧 は下記の通りです。

https://pc.saiteichingin.info/table/page_indlist_nationallist.html

例えば、埼玉県 lowest賃金額は令和5年9月時点で987円ですが、自動車小売業産業別最低賃金は1,018円のため、埼玉県で自動車小売業に従事する労働者には1,018円の最低賃金が適用されます。



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

10月以降の変更事項(インボイスと社会保険料)

いよいよインボイス制度の適用が10月1日から開始となります。

税務専門誌には「インボイスの記載事項の不足を確認するための税務調査は実施しない」と令和5年7月に就任した国税庁長官のコメントも記載されましたので、過度に恐れず、発行する請求書、領収書の様式の確認、会計ソフト等の設定等、準備を進めましょう。会計ソフトの操作について説明書の同封がある場合は、そちらも参照下さい。

社会保険料の年度更新の反映は9月からとなります。

翌月徴収の法人は、10月支給給与からの変更となりますので、標準報酬月額の変更登録を給与ソフトで忘れないように注意して行ってください。

なお、固定的賃金の上下により、標準報酬月額が2等級以上変わる場合は月額変更の手続きが必要となりますので、こちらもお忘れなく。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2 - 2 - 15

ウイン青山1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7 - 1 - 4

細田屋ビル3F

電話 048 - 816 - 6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp